

避難退域時検査実施計画の策定について

1 避難退域時検査

原子力災害が発生し、放射性物質が放出されたことにより、避難や一時移転の防護措置の対象となった住民等に対して、放射性物質による表面汚染の程度を把握し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認するための検査。

除染を講ずるための基準を超える場合には簡易除染等の必要な措置を講じることとなっている。(別添資料参照)

2 実施計画策定の目的

避難退域時検査及び簡易除染の実施には、多数の要員や資機材が必要であり、また、原子力事業者等の協力が不可欠であることから、緊急時に円滑に対応するため、実施場所の選定方法や要員の動員計画、資機材の運搬計画等について定めた実施計画を策定する。

3 実施計画の項目及び主な内容（案）

- (1) 避難退域時検査場所に関する事項
 - ・ 検査場所の候補地
 - ・ 検査場所の選定の考え方 等
- (2) 避難退域時検査の要員（体制）に関する事項
 - ・ 避難退域時検査に必要な要員数やその役割
 - ・ 動員計画
 - ・ 連絡手段、参集方法
 - ・ 要員の確保に関する原子力事業者等との協力体制
 - ・ 研修及び訓練 等
- (3) 避難退域時検査の資機材に関する事項
 - ・ 資機材の保管場所、運搬方法
 - ・ 資機材に関する原子力事業者との協力体制 等

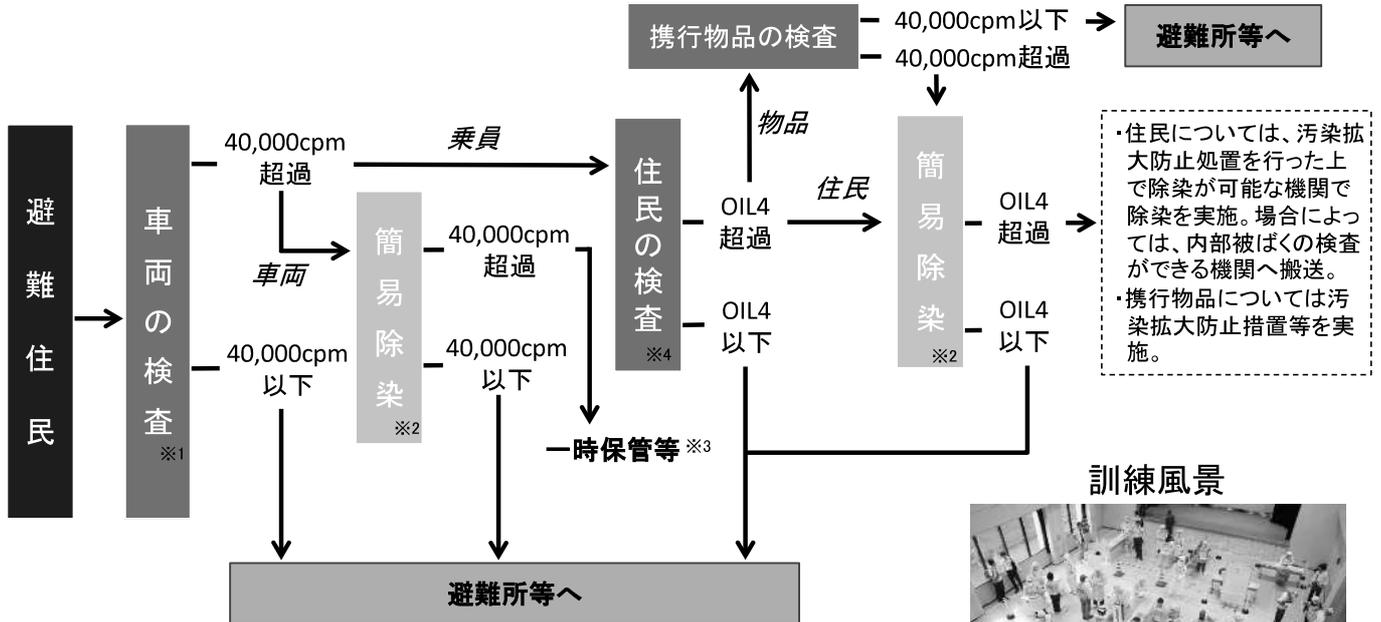
- (4) 会場の運営及び管理に関する事項
- ・ 検査場所の設営
 - ・ 検査及び簡易除染の手順
 - ・ 簡易除染で発生した汚染物等の処分 等
- (5) 避難退域時検査場所ごとの計画
- ・ 動線を含むレイアウト
 - ・ 資機材の種類と必要数量 等

4 スケジュール（案）

令和5年11月～	計画案検討，庁内協議
	関係機関との協議，調整
令和6年春頃	計画策定

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



訓練風景



- ※1 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。
- ※2 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※3 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※4 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。

鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

- 鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30Km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地をあらかじめ準備。

